

令和5・6年度配水管布設工事入札参加資格認定申込要領

1 申込書類の注意事項

申込書類に虚偽の記載をした場合や、必要事項の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定を受けることができません。

また、認定を受けた後で、資格認定に差し支える事実が判明した場合及び届け出た内容に変更が生じたにもかかわらず変更の届け出をしなかった場合は、届出認定を取り消す場合がありますので、十分に注意して下さい。

2 申込書類の作成要領

以下の申込書類を必ず**A4サイズ左綴じ**で作成し、**フラットファイル**に綴じて下さい。

- ・配水管布設工事入札参加資格認定申込書（様式1）
- ・令和5・6年度建設工事競争入札参加資格認定通知書(注)の写し

(注)広島市長及び広島市水道事業管理者が通知したものをいう。

- ・建設業許可証明書の写し
- ・広島市水道局指定給水装置工事事業者証の写し
- ・水道管布設工事経歴書（様式2）

① 配水管布設工事入札参加申込書提出日前15年以内において、元請として完成・引渡し完了した、国又は地方公共団体が発注する水道施設の水道管布設工事（給水管のみの工事は除く）について記載して下さい。

なお、広島市水道局が発注した水道管布設工事（給水管のみの工事は除く）については、下請での実績を認める。

② 受注の証明として、元請工事では「契約書(写)」又は「発注者の証明書」、下請け工事では、「下請契約書(写)」を添付して下さい。

③ 工事内容の「管種」の欄については、管材質（鋳鉄管等）、及び継手構造（NS形・T形等）を明記して下さい。

- ・水道管布設工事従業員名簿（様式3）

① 雇用従業員（役員含む）のみ記載して下さい。

雇用関係の証明として、「健康保険証(写)」等を添付して下さい。

なお、後期高齢者の雇用確認については、「後期高齢者医療保険者証(写)」、及び市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等を添付して下さい。

② 水道管接続資格保有者は、次のア～ウのいずれかの条件に該当していなければなりません。

ア 広島市水道局認定の配管工（広島市配管工）

イ 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会修了者

ウ 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の日本ダクタイル鉄管協会接合講習会修了者（平成19年から開催のJDPA継手接合研修会受講者を除く。）

③ 取得資格の証明として、「資格証(写)」、「免状(写)」、又は「修了書(写)」等を添付して下さい。

（有効期限のある資格は、有効期限が満了していないものを添付すること）

④ 主任技術者は、建設業法第7条第2号の基準を満たす技術者について、「主任技術者」の欄に○を付けて下さい。

⑤ 「営業所専任技術者」及び「経營業務の管理責任者」の欄については、建設業法第7条第1号及び第2号に定められている建設業許可の申請時に届け出た者に○（土木工事業）を付けて下さい。

- ・土木一式工事主任技術者等の有資格及び実務経験調書（様式4）

水道管布設工事従業員名簿（様式3）で、「主任技術者（土木一式）」の欄に○を付けた従業員について作成して下さい。

なお、該当がない場合には氏名欄へ「該当なし」と記入して下さい。

- ・水道管布設工事等に必要資機材の保有調書（様式5）

本市がリースを認めている資機材について、リースにより確保する場合は、備考欄へ取引リース会社名を記入して下さい。

- ・届け出た内容に変更が生じた場合は、配水管布設工事入札参加資格認定申込書（変更）（様式1—2）により、直ちに届け出て下さい。

3 申込書類の提出方法

- ・提出部数

2部

- ・提出方法

提出書類全般に精通の方が、下記の「申込書類の提出先」へ持参して下さい。

なお、郵送・電送等、その他の提出方法は認めません。

4 申込書類の提出先

広島市中区基町9番32号 広島市水道局技術部維持課維持係（広島市水道局基町庁舎4階）

電話番号（082）511-6862